

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第40回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

### 1 日時

平成21年12月1日（火）10:00～18:10

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員）池上政幸，出田孝一，伊藤眞，井堀利宏，奥田昌道（委員長），富越和厚，  
中田裕康，夏樹静子，平木典子，堀野紀，明賀英樹（敬称略）

（庶務）戸倉総務局長，菅野審議官，氏本総務局第一課長

（説明者）大谷人事局長，門田人事局任用課長

### 4 議題

#### （1）協議

- ・平成22年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・平成22年4月期の弁護士任官候補者について

#### （2）その他

#### （3）次回の予定について

### 5 議事

#### （1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成21年9月の新任判事補候補者についての最高裁判所における審議結果並びに平成22年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者190人のうち，1人が願いを撤回したことが報告された。

また、高松地域委員会から、4月に異動した裁判官指名候補者については、現任庁に対応する検察庁、弁護士会には情報が少ないため、前任庁に対応する庁会にも照会すべきではないかとの意見が提出されたことが報告された。この意見の内容は、第32回委員会で協議し、特段の対応をしないとされた意見と同様のものであるが、情報収集のあり方に関する問題であり、前回の委員会で委員から指摘のあった点と同一の問題でもあることから、平成22年下半期の再任候補者等に関する情報収集のあり方について協議する予定の平成22年2月の当委員会の際に必要な応じて、協議することとされた。

- ・ 平成22年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、9月8日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。また、報告された情報が大部になったことから、予定どおり11月24日に作業部会が開催され、9月の委員会において重点審議者とされた者等についての検討及び重点審議者として追加すべき者の有無についての検討が行われたことも併せて報告された。さらに、地域委員会における情報収集に関し、地域委員会から送付された情報の中には、依然として、弁護士会経由で地域委員会に情報が送付されている例が多く見られること、各地域委員会では、段階式アンケート方式のものは送付しないものの、弁護士会経由の情報であっても、具体的事実が指摘され、情報提供者の氏名が明示されているものについては、情報の適格性の最終判断は当委員会に委ねることとして、これを当委員会に送付していること、このように、地域委員会から当委員会に提供された情報には、その収集や提供の方法等について問題があるものも含まれているが、作業部会においては、これまでと同様、顕名により、具体的な根拠事実を記載して提供された情報については、一律に排除することなく、個別に適格性を判断することとし、検討の対象に含めて作業がされていることが説明

された。

庶務からの報告を受けて、弁護士からの情報については、今後も、弁護士会経由ではなく、地域委員会に直接提供されるよう、弁護士会に対し働きかけていく必要があるが、本日の委員会においても、作業部会と同様に、顕名で具体的事実を指摘するものについては、一律に排除することはせず、個別にその適格性を判断することとして審議を行うこととされた。

作業部会長である伊藤委員から、作業部会において、9月の委員会において重点審議者とされた者に追加して重点審議者とすべき者について報告され、審議の結果、重点審議者に追加することとされた。

続いて、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がなされ、その結果を踏まえて、指名候補者189人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議の結果、186人については指名することが適当であると、3人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成22年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、9月8日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会での依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者3人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、1人については裁判官として指名することが適当であると、2人については裁判官として指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

(2) その他

庶務から、日本弁護士連合会発行の「自由と正義」2009年10月号22ページ以下掲載の「下級裁判所裁判官指名諮問委員会制度の現状と今後の展望」と題する論稿の中に「不適とされた事由の類型化」という見出しの下に、「不適と

された事例を分析，検討した結果，不適とされた事由について緩やかではあるが，以下のとおり類型化が見られることが判明した。」との記載があり，これに引き続き，具体的な類型化の試みがされていることから，委員会庶務として，日本弁護士連合会に対して，あたかも当委員会の審議内容や資料を入手して分析したかのような誤解を与えかねない記載ぶりになっており，裁判官任官新任（再任）候補者や弁護士任官候補者に対し，不要な誤解や憂慮を抱かせるおそれがあり，ひいては委員会の信用を損ないかねないとして，問題ではないかと申し入れたところ，日本弁護士連合会から「当該記述は，事件処理能力等に関する一般的な指針や弁護士からの情報等を下に，総合的，合理的に推測・評価したうえ分類したものであり，それにつき指名諮問委員会委員の守秘義務違反はない。今後とも，守秘義務違反への懸念が生じないように，また裁判官に対する誤ったメッセージとならないよう，配慮する。」との回答を受けたことが報告された。委員長より，このようなことが起こると守秘義務違反の疑いが生じ，委員会の信頼が失墜しかねず，またその記載ぶりに照らしても，委員会の審議内容自体について誤解を与えかねないため，本件については誠に遺憾であること，守秘義務違反はないとしても当委員会委員として，守秘義務の遵守が，当委員会の審議に対する指名候補者，情報提供者その他の関係者の信頼を確保する上で決定的に重要であることに思いをいたし，この点について疑義が生じることのないよう自重，自戒しなければならないことを改めて確認したいとの発言があり，委員一同これを了承した。

### （３）次回の予定について

次回の委員会は，平成21年12月18日（金）午前10時から開催され，平成22年1月の新任判事補候補者について審議することとなった。

以 上